（顧客のショート・ポジションに係る資金流出額）

第五十一条　第四十八条第三号に掲げる「顧客のショート・ポジションに係る資金流出額」とは、取引相手方から担保又は受入資産として受け入れた有価証券（流動資産に該当する有価証券を除く。）を、銀行持株会社等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するためにレポ形式の取引等に基づいて差し入れている場合に、当該レポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額に五十パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（その他偶発事象に係る資金流出額）

第五十二条　第四十八条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるもの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）の合計額をいう。

2　銀行持株会社等は、その他主要な偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行持株会社等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額を設定することとする。

第十節　その他資金流出額

（その他資金流出額）

第五十三条　第十七条第九号に掲げる「その他資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。ただし、約定未受渡の有価証券購入及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該有価証券購入に係る資金流出額並びに約定未受渡の有価証券売却及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該レポ形式の取引等に係る資金流出額を除くことができる。

一　約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額

二　約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額

三　金利及び手数料等の支払に係る資金流出額

四　無担保の有価証券借入に係る資金流出額

五　配当の支払に係る資金流出額

六　その他契約に基づく資金流出額

（約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額）

第五十四条　前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額」とは、約定未受渡の有価証券購入（基準日から三十日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。）に基づいて銀行持株会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に支払を行う金銭の額に、約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　流動資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）　零パーセント

二　有価証券（前号に掲げるものを除く。）　百パーセント

（約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額）

第五十五条　第五十三条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額」とは、約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて銀行持株会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に差し入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる受入資産の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　レベル1資産　零パーセント

二　レベル2A資産　十五パーセント

三　レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券　二十五パーセント

四　レベル2B資産（前号に掲げるものを除く。）　五十パーセント

五　有価証券その他の資産（前各号に掲げるものを除く。）　百パーセント

（金利及び手数料等の支払に係る資金流出額）

第五十六条　第五十三条第三号に掲げる「金利及び手数料等の支払に係る資金流出額」とは、銀行持株会社等が行っている取引から発生する金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額に、次の各号に掲げる支払の区分に応じ、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

一　リテール預金、中小企業等預金、リテール負債性有価証券及びホールセール無担保資金調達等のうち預金等に係るもの　第二節及び第三節に定める当該預金等又は負債性有価証券に係る資金流出率

二　前号に掲げるもの以外のもの　百パーセント

（無担保の有価証券借入に係る資金流出額）

第五十七条　第五十三条第四号に掲げる「無担保の有価証券借入に係る資金流出額」とは、銀行持株会社等が無担保で借り入れている有価証券のうち、基準日から三十日を経過する日までの間に当該借入れの決済期が到来するものの時価に、無担保の有価証券借入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の無担保の有価証券借入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているもの　百パーセント

二　前号に掲げるもの以外のもの　零パーセント

（配当の支払に係る資金流出額）

第五十八条　第五十三条第五号に掲げる「配当の支払に係る資金流出額」とは、銀行持株会社等による配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（その他契約に基づく資金流出額）

第五十九条　第五十三条第六号に掲げる「その他契約に基づく資金流出額」とは、契約に基づく金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するもののうち、銀行持株会社等のリスク管理上重要なもの（次項において「その他契約に基づく主要な資金流出項目」という。）の額の合計額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額（第十七条第一号から第八号まで及び第五十三条第一号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。）をいう。

2　銀行持株会社等は、銀行持株会社等の流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流出項目を設定することとする。

第五章　資金流入

第一節　資金流入額

第六十条　資金流入額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

一　有担保資金運用等に係る資金流入額

二　貸付金等の回収に係る資金流入額

三　有価証券償還に係る資金流入額

四　デリバティブ取引等に係る資金流入額

五　その他資金流入額

第二節　有担保資金運用等に係る資金流入額

（有担保資金運用等に係る資金流入額）

第六十一条　前条第一号に掲げる「有担保資金運用等に係る資金流入額」とは、銀行持株会社等が現に行っているレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するものに限る。次項において同じ。）において取引相手方に差し入れている金銭の額（未使用の担保の額及び借入枠に相当する額を除く。）に次条第一項及び第二項に定める有担保資金運用等に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額に担保交換に係る資金流入額を加えた額をいう。